

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 2  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 2020年12月18日  
 【会社名】 芙蓉総合リース株式会社  
 【英訳名】 Fuyo General Lease Co., Ltd.  
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻田 泰徳  
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目1番地1  
 【電話番号】 03(5275)8800  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 武井 克之  
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目1番地1  
 【電話番号】 03(5275)8800  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 武井 克之  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 10,000百万円  
 【発行登録書の内容】

提出日	2020年9月17日
効力発生日	2020年9月26日
有効期限	2022年9月25日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
2 - 関東 1 - 1	2020年10月15日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		20,000百万円 (20,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 180,000百万円  
 （180,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店

(さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号)

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店

(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13)

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部

(大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店

(神戸市中央区江戸町95番地)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	芙蓉総合リース株式会社第27回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1．2020年12月24日の翌日から2024年12月24日までにおいては、年0.380％</p> <p>2．2024年12月24日の翌日以降においては、以下の通りとする。</p> <p>(1) 2024年7月31日において、本項第(3)号に定める各目標（以下「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット」という。）のいずれも達成している場合においては、年0.380％</p> <p>(2) 2024年7月31日において、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットのいずれかまたはすべてが未達の場合においては、年0.480％</p> <p>(3) 「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット」とは、以下イ及びロをいう。</p> <p>イ 2024年7月までに当社グループ消費電力の再生可能エネルギー使用率50％以上の達成</p> <p>ロ 2024年7月までに「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の累計取扱額50億円以上の達成</p>
利払日	毎年6月24日及び12月24日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各24日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 当社及び財務代理人はそれぞれその本店において、2024年12月24日の翌日から5日以内（銀行休業日はこれに算入しない。）に、別記「利率」欄第2項により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元金金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2027年12月24日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2027年12月24日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年12月18日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年12月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2020年12月18日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

## (2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 2020年12月18日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

## 4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本（注）6に定める方法により公告するものとする。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（注）	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,000	
計	-	10,000	-

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の住所は、2020年12月21日以降は「東京都千代田区大手町一丁目9番2号」となります。

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	60	9,940

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,940百万円は、2021年1月末までに、全額を設備資金（賃貸設備取得資金を含む）に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

本社債は環境省の「令和2年度サステナビリティ・リンク・ローン等モデル創出事業に係るモデル事例等」のモデル事例等として選定されました。

当社は、本社債をサステナビリティ・リンク・ボンド（（注）1）として発行するにあたり、環境省の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（（注）2）及び国際資本市場協会（以下「ICMA」といいます。）の「サステナビリティ・リンク・ボンド原則（2020年版）」（（注）3）への適合性について、環境省の請負業者としてのJCR及びイー・アンド・イーソリューションズ株式会社から確認を受けています。

- （注）1. 「サステナビリティ・リンク・ボンド」とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ESGの目標を達成するか否かによって条件が変化する債券をいいます。サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、あらかじめ定めた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標（以下「KPI」といいます。）とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPTs」といいます。）による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、KPIに関して達成すべき目標数値として設定されたSPTsを達成したかどうかによって、債券の条件が変化します。
- （注）2. 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインは、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的として、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの市場において国際的に広く認知されているグリーンローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示しています。
- （注）3. 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則（2020年版）」とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドライン（The Sustainability-Linked Bond Principles）をいいます。

当社の重要課題に対応する取り組みと重要な評価指標（KPI）について

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、国連の提唱するSDGs等を参考に社会・ステークホルダーへの影響を踏まえた上で、当社グループの事業を通じて解決を図ることができる課題を「重要な取り組み課題（マテリアリティ）」として特定しております。環境に関連したマテリアリティのひとつである「気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応」の取り組みテーマとして、「芙蓉リースグループの事業消費電力の再生可能エネルギー化」や「金融サービス提供を通じた再生可能エネルギー普及等の支援」等を設定しています。これらを踏まえ、当社は、非財務情報に関するKPI目標として、当社グループ事業消費電力の再生可能エネルギー化並びに優遇ファイナンスプログラムに関連するSPTsを設定しております。

サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）について

- (1) 2024年7月までに当社グループ消費電力の再生可能エネルギー使用率50%以上の達成

当社グループは「気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応」を取り組むべきマテリアリティのひとつと定め、2018年9月に国内総合リース会社として初めて「RE100」に加盟し、「2030年までに再生可能エネルギー使用率50%」を掲げておりますが、目標を前倒しし、2024年7月までに再生可能エネルギー使用率50%を目指します。

当社グループ拠点のほとんどはテナントとして入居しております。現在、一般的に国内におけるテナント企業の再エネ化は「グリーン電力証書」や「J-クレジット」の取得等が主な手段となっておりますが、当社は自社保有の再エネ電源に由来する環境価値を非化石証書化し、小売電気事業者及びビルオーナー経由で取得するスキームを構築し達成を目指します。

なお、2024年7月までに達成したSPTsは、本社債の償還期限までこれを維持することを目指しており、維持状況については第三者評価機関（JCR）から、限定的検証報告書を毎年10月に取得し、これを開示する予定です。また、SPTs達成後、期中において予期し得ない状況により再生可能エネルギー使用率50%以上の維持が一時的に困難となった場合には、当該限定的検証報告書を通じて維持困難となった状況の説明と以後の改善策について開示する予定です。

- (2) 2024年7月までに「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」(注)1)及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」(注)2)の累計取扱額50億円以上の達成

当社グループは日本の脱炭素化への取り組みをファイナンス面から支援することを狙いに、2019年10月に「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」を、更に2020年10月には「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」をそれぞれ立ち上げました。この両プログラムの累計取扱額を50億円以上とすることを目標といたします。

(注)1. 「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」とは、「RE100」および「再エネ100宣言 RE Action」参加企業・団体を対象とした優遇ファイナンスプログラムです。

(注)2. 「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」とは、環境省が推進する「ゼロカーボンシティ」の取り組みに賛同し立ち上げたプログラムで、日本が掲げる「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現にファイナンスの面から貢献するものです。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月12日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年12月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2020年7月15日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月5日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日（2020年12月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2020年12月18日）現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

芙蓉総合リース株式会社 本社

（東京都千代田区麹町五丁目1番地1）

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店

（さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号）

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店

（横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13）

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区錦二丁目2番2号）

芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部

（大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号）

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店

（神戸市中央区江戸町95番地）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。